

令和6年4月25日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
条例	17	海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
条例	18	海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
規則	14	海老名市契約規則の一部を改正する規則
規則	15	海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則の一部を改正する規則
規則	16	海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則
規則	17	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の一部を改正する規則



海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月25日

海老名市長

内野



海老名市条例第17号

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

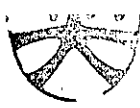
- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「同表」を「同表の」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表の4の項中「ひとり親家庭等の医療費助成による条例」を「ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。



海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年4月25日

海老名市長

内野



海老名市条例第18号

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例の  
一部を改正する条例

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例（平成25年  
条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第17条の12」を「第64条第1号八」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

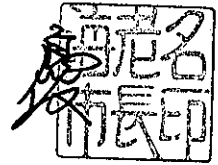


海老名市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

海老名市長

内 務



海老名市規則第14号

## 海老名市契約規則の一部を改正する規則

海老名市契約規則（平成15年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第85条第2項中「第3条第3項各号」を「第3条第2項各号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月25日

海老名市長

内野



海老名市規則第15号



海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則の一部を改正する規則

海老名市市税の滞納者に対する補助金の支給等の制限に関する規則（平成12年規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

49	学童保育支援事業（学童保育クラブ耐震診断費補助金）	補助
----	---------------------------	----

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

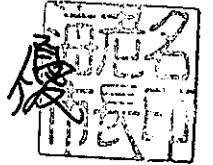


海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 25 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第16号

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第180条第1項中「第17条の12」を「第64条第1号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

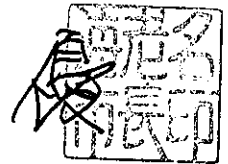


海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和6年4月25日

海老名市長

内野



海老名市規則第17号

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成5年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「収納の」を「収納に関する」に改め、同項第3号及び第4号ア中「地方自治法施行令第158条第1項」を「地方自治法第243条の2第1項」に、「収納の」を「収納に関する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。